グロスアップ銘柄に係る通知書

（一般債振替制度用）

提出日　　　　年　　月　　日

株式会社　証券保管振替機構　御中

会社名

（連絡先部署／担当者　：　　　　　　　　　　　／　　　　）

（連絡先電話番号　　　：　（　　　）　　　　－　　　　　）

当社が発行代理人･支払代理人として取り扱うグロスアップ銘柄について以下のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 銘柄名称 |  |
| ＩＳＩＮコード | JP |
| 利払日 |  |
| 適用利払期日 | 西暦　　　　 年　　月　　日以降の各利払期日 |
| 本邦税率 | 国　税:　　　　　　　　　　　　　％ |
| 地方税:　　　　　　　　　　　　　％ |
| 発行者の所在地国における源泉徴収税率 | ％ |

1. グロスアップ銘柄の発行代理人は、銘柄情報登録後直ちに、この書類を機構に提出してください。銘柄情報登録時に本邦税率及び発行者の所在地国における源泉徴収税率が未定の場合には、本邦税率欄及び発行者の所在地国における源泉徴収税率欄に「未定」と記入してください。
2. グロスアップ銘柄の発行代理人･支払代理人は、本邦税率及び発行者の所在地国における源泉徴収税率が決定された場合（本邦税率欄及び発行者の所在地国における源泉徴収税率欄が「未定」となっているグロスアップ銘柄に係る通知書を提出している場合に限る。）又は変更された場合には、直ちに、この書類を機構に提出してください。元利金請求額に適用するためには、適用利払期日の8営業日前までに提出する必要があります。提出が行われない場合には、前回の本邦税率を引き継ぐ（「未定」の場合には、国税:15.315%、地方税:5%)ことになります。
3. 本邦税率は、小数点以下13位以内で記入してください。
4. 詳細については、機構が定める一般債振替制度に係る業務処理要領の第２章「一般債に係る発行手続」及び第４章「一般債に係る元利金の支払手続」を参照してください。

以　上